

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 港湾施設の概要の一部改正（2件）【港湾空港局港営部港営課】 1910
- 徴収事務の委託【建築都市局住宅部住宅管理課】 1913
- 徴収事務の委託【教育委員会中央図書館庶務課】 1914

◇ 公 告

- 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【建築都市局建築部建築課】 1915
- 特定調達契約の締結【財政局税務部税制課】 1918
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【契約室契約課】 1919
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】 1929

北九州市告示第299号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和58年北九州市告示第78-10号）の一部を次のように改正する。

平成26年5月23日

北九州市長 北橋健治

1 水域施設の泊地の表の小倉の項中

日明泊地	小倉北区許斐町地先 ～西港町地先	625, 680	-2.5～ -12.0	を
------	---------------------	----------	----------------	---

日明泊地	小倉北区許斐町地先 ～西港町地先	620, 104	-2.5～ -12.0	に
------	---------------------	----------	----------------	---

改め、同施設の船だまりの表の小倉の項中

日明漁船 だまり	小倉北区西港町地先	10, 150	-1.5～ -4.5	を
-------------	-----------	---------	---------------	---

日明漁船 だまり	小倉北区西港町地先	10, 150	-1.5～ -4.5	に
日明南漁船 だまり	小倉北区西港町地先	5, 381	-2.5～ -4.5	

改める。

2 外郭施設の防波堤・防砂堤・突堤の表の小倉の項中

砂津港口防波堤	小倉北区浅野三丁目地先	147.14	を
---------	-------------	--------	---

砂津港口防波堤	小倉北区浅野三丁目地先	147.14	
---------	-------------	--------	--

日明南漁船だまり 1号防波堤	小倉北区西港町地先	100.00
日明南漁船だまり 2号防波堤	小倉北区西港町地先	30.00

に

改める。

5 航行補助施設の航行安全施設の表の小倉の項中

西港町灯浮標	小倉北区西港町地先	1	灯浮標
--------	-----------	---	-----

を

西港町灯浮標	小倉北区西港町地先	1	灯浮標
日明南漁船だまり1号 防波堤標識灯	小倉北区西港町地先	1	標識灯
日明南漁船だまり2号 防波堤標識灯	小倉北区西港町地先	1	標識灯

に

改める。

北九州市告示第300号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和58年北九州市告示第78-10号）の一部を次のように改正する。

平成26年5月23日

北九州市長 北橋健治

1.4 港湾施設用地の道路敷の表の洞海の項中

堺川道路敷	戸畑区大字中原	1,126.29	を
堀川1号道路敷	八幡西区本城五丁目	5,984.27	
堀川2号道路敷	八幡西区洞北町	2,850.00	

堺川道路敷	戸畑区大字中原	1,126.29	に
-------	---------	----------	---

改める。

同施設の港湾管理施設敷の表の次に次の表を加える。

護岸敷

地区	名称	位置	面積 (㎡)
洞海	堀川1号護岸敷	八幡西区本城五丁目	5,984.27
	堀川2号護岸敷	八幡西区洞北町	2,850.00

北九州市告示第301号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市営住宅及び北九州市営住宅駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年5月23日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
北九州市住宅供給公社	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

北九州市告示第302号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、駐車場使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年5月23日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受 託 者		委 託 期 間
	名 称	住 所	
八幡西図書館	株式会社黒崎 コミュニテイ サービス	北九州市小倉 北区米町二丁 目2番1号	平成26年4月1日か ら平成27年3月31 日まで

北九州市公告第389号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

平成26年5月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 北九州市立総合療育センター改築工事基本設計委託
- (2) 業務内容 北九州市立総合療育センターの改築工事基本設計
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成27年3月31日まで

2 参加資格

以下に挙げる全ての条件を満たしている設計事務所2社（代表者・構成員）で構成される共同企業体であること。

参加表明書提出時に共同企業体を構成出来ない場合は、共同企業体の代表者となるものが参加表明書を提出し、技術提案書提出時まで共同企業体を構成すること。

- (1) 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 参加表明書の提出日から契約締結日までの間に、本市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 参加表明書の提出日において、会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始若しくは再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、北九州市発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 共同企業体の代表者は、以下のすべての実績を有していること。なお、設計業務とは、基本設計から実施設計までの（建築及び建築設備設計を含む）業務をいい、設計業務の実績は官民を問わない。意匠設計と設計監理については自社で行っていること。また、共同企業体の構成員及び協

力事務所の実績は含まないものとする。

ア 平成11年度から平成25年度までの間に、日本国内で、延べ面積5,000㎡(1棟)以上の医療型障害児入所施設又は療養介護事業所の新築、増築、改築に係る工事の設計業務を受注した実績があること。ただし、増築は増築部分の面積が5,000㎡(1棟)以上のものとする。

イ 平成11年度から平成25年度までの間に、日本国内で、延べ面積10,000㎡(1棟)以上の病院の新築、増築、改築に係る工事の設計業務を受注した実績があること。ただし、増築は増築部分の面積が10,000㎡(1棟)以上のものとする。

(8) 共同企業体の代表者は一級建築士(参加表明書の提出期限の日までに3ヶ月以上の継続的雇用関係にあるものに限る。以下同じ。)が10名以上所属する事務所の代表者であること。

(9) 共同企業体のうち一社は一級建築士事務所の本社、本店又は事業所が北九州市の区域にあること。

(10) 共同企業体の出資比率はそれぞれ10%以上であること。

(11) 共同企業体の構成員は、本業務において複数の共同企業体の構成員でないこと。

(12) 「北九州市立総合療育センター再整備基本計画等策定業務委託」に携わった者は応募者となることはできない。

(13) 今後6ヶ月以内に本市が建設コンサルタント業務をプロポーザル方式にて発注した場合、最優秀者はこれに参加できない。

3 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

(1) 第2項の参加資格の適合可否

(2) 参加企業の業務(第2項第7号)の実績

(3) 所属技術職員の人数

(4) 配置予定者の業務(第2項第7号)の実績

(5) 配置予定者の手持ち業務の状況等

(6) 協力事務所の数

4 最優秀者及び優秀者を選定するための評価基準

(1) 第3項第2号から第6号までと同じ

(2) 技術提案書の内容

(3) ヒアリングでの対応

5 手続等

(1) 担当部局

北九州市建築都市局建築部建築課

北九州市小倉北区域内1番1号

電話 093-582-2576

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 第1号に同じ。なお、説明書は北九州市建築都市局建築部建築課のホームページに掲載する。

イ 交付期間 公告の日から平成26年5月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分まで

ウ 交付方法 交付場所での手渡し（無償。なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。）

(3) 参加表明書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ

イ 提出期間 公告の日から平成26年6月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

(4) 技術提案書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ

イ 提出期間 技術提案書の提出者として選定された通知を受けた日から平成26年6月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 第5項第1号に同じ

(4) 詳細は説明書による。

北九州市公告第390号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月23日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
番号制度導入に伴う税務関係システム運用支援業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市財政局税務部税制課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成26年4月18日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
アクセンチュア株式会社
東京都港区赤坂一丁目11番44号 赤坂インターシティ
- 5 契約金額
3,807万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第10条第1項第2号に該当するため

北九州市公告第391号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

A重油 3万6,200リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 平成26年7月1日から同月31日まで

(4) 納入場所

ア 北九州市戸畑区北鳥旗町11番1号 渡船事業所

くき丸及び第十八わかと丸

イ 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（藍島～小倉航路小倉棧橋）

こくら丸又は代船

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告時期

ア 3万9,500リットル 平成26年6月頃

イ 3万1,800リットル 平成26年7月頃

ウ 2万2,200リットル 平成26年8月頃

エ 3万2,300リットル 平成26年9月頃

オ 3万5,900リットル 平成26年10月頃

カ 3万1,600リットル 平成26年11月頃

キ 3万2,900リットル 平成26年12月頃

ク 3万8,200リットル 平成27年1月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 平成26年2月12日

(7) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システ

ムにより行う。

2 電子入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、紙入札による参加ができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。
- (4) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、北九州市電子入札運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成26年6月10日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市契約室契約課

イ 日時 公告の日から平成26年6月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成26年6月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成26年6月10日まで（日曜日及び土曜日除く。

）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成26年6月18日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月24日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成26年6月23日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成26年6月24日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市契約室契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Bunker A

Forecasted Quantity : 36,200 ℓ

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p. m. , June 24, 2014

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., June 23, 2014

- (3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Office, City of Kitakyushu

北九州市公告第392号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

白灯油 1万9,000リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 平成26年7月1日から同月31日まで

(4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

イ 北九州市小倉北区西港町96番地の2 日明工場

ウ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告時期

ア 2万7,000リットル 平成26年6月頃

イ 2万9,000リットル 平成26年7月頃

ウ 3万9,000リットル 平成26年8月頃

エ 3万7,000リットル 平成26年9月頃

オ 2万3,000リットル 平成26年10月頃

カ 1万8,000リットル 平成26年11月頃

キ 2万7,000リットル 平成26年12月頃

ク 2万7,000リットル 平成27年1月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 平成26年2月12日

(7) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、紙入札による参加ができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。
- (4) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、北九州市電子入札運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成26年6月10日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市契約室契約課
 - イ 日時 公告の日から平成26年6月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交

付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成26年6月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成26年6月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成26年6月18日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月24日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成26年6月23日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成26年6月24日午後2時10分

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
北九州市契約室契約課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
電話 093-582-2017

7 Summary

- (1) Product and Quantity
Purchase of White Kerosene
Forecasted Quantity : 19,000 ℓ
- (2) Deadline for the submission of tender
For tenders via the electronic bidding system :
2:00p. m., June 24, 2014
For tenders submitted by mail :

5:00p. m. , June 23, 2014

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Office, City of Kitakyushu

北九州市公告第395号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年5月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成26年4月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人翔青会

(2) 代表者の氏名

松尾俊和

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市八幡西区東鳴水二丁目10番1号2階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の人達に対して、社会教育の推進、まちづくりの推進、学術、文化、芸術又はスポーツの振興、環境の保全、国際協力、子どもの健全育成、経済活動の活性化に寄与することを目的とする。